Bureau Veritas Japan Co., Ltd.
Consumer products Service Division:
4-5-17 Chigasaki Higashi,Tsuzuki-ku Yokohama,Japan.224-0033
TEL: 045-949-6020 FAX: 045-942-3200

Document Title：登録認定機関 運用業務規程

（第BVJ-BUN-0001-DTJ号）

Rev. 5.0
Issue Date: 17 November 2017
Revised Date: 22 November 2019
Revised Date: 1 February 2020
Revised Date: 1 January 2021
Revised Date: 1 February 2024
Revised Date: 1 January 2025
Revised Date: 7 July 2025

登録認定機関 運用業務規程

目次 2
第1条 目的 5
第1章 登録に係る事業の区分 5
第2条 対象とする端末機器 5

第2章 認定等の業務を行う時間及び休日 5
第3条 認定等の業務を行う時間及び休日 5

第3章 認定等の業務を行う事務所に関する事項 6
第4条 業務を行う事務所 6

第4章 認定等の業務の実施方法及びその公開の方法に関する事項 6
第5条 業務の実施方法の公開 6
第6条 認定の申込 6
第7条 審査 6
第8条 審査結果の通知 6
第9条 認定の報告及び審査結果の公表 6
第10条 申込みの取下げ 7
第11条 表示 7
第12条 認定事項の変更届等 7
第13条 不正な認定についての報告 7
第14条 認証の申込 7
第15条 審査 8
第16条 審査結果の通知 8
第17条 認証の報告及び審査結果の公表 8
第18条 申込みの取下げ 8
第19条 認証事項の変更届等 9
第20条 不正な認証についての報告 9
第21条 試験等 9
第22条 測定器等の管理 9
第23条 測定器等の較正又は校正 10

第5章 他の者に試験の全部又は一部を委託する場合の事項 10
第24条 試験の委託 10

第6章 手数料の額及びその収納の方法に関する事項 10
第25条 手数料の額 10
第26条 手数料の収納の方法 10

第7章 認定員の選任及び解任並びにその配置に関する事項 10
第27条 認定員の選任及び解任 10
第28条 認定員の配置 11
第29条 認定員の職務遂行 11

第8章 認定等の業務に関する秘密の保持に関する事項 11
第30条 秘密の保持 11

第9章 認定等の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項 11
第31条 帳簿等の管理 11
第32条 帳簿の種類及び保存期間 11
第33条 帳簿等の保管方法 12

第10章 財務諸表等の備え付け及び閲覧の方法に関する事項 12
第34条 財務諸表等の備え付け及び閲覧の方法 12

第11章 その他認定等の業務の実施に関し必要な事項 12
第35条 認定業務等の基本方針 12

＜様式他＞

別表第1号 申込書に添付する書類 14
別表第2号 技術基準適合認定証書 15
別表第3号 技術基準適合認定拒否通知書 16
別表第4号 認定ラベルの様式及び認定又は認証番号 17
別表第5号 受付確認通知書 19
別表第6号 認証書 20
別表第7号 認証拒否通知書 21
別表第8号 端末機器の認定及び認証手数料 22
別表第9号 一部変更の範囲（参考） 25

登録認定機関 運用業務規程

（目的）

第１条　この登録認定機関　運用業務規程（以下「規程」という。）は、ビューローベリタスジャパン株式会社（以下「当社」という。）が電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号、以下「法」という。)第 53 条の規定による端末設備の機器(以下「端末機器」という。)の技術基準適合認定(以下「認定」という。)及び第 56 条第 1 項の規定による端末機器の設計についての認証(以下「認証」という。)を行うために必要な事項を定め、もって認定及び認証(以下「認定等」という。)の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第１章 登録に係る事業の区分

（対象とする端末機器）

第 2 条 当社が行う事業の区分は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成 16 年総務省令第 15 号、以下「認定等規則」という。）第 4 条に定めるものとし、次のとおりとする。

一 通話の用に供する端末機器

二 前号以外の端末機器

2 当社が認定等を行う端末機器は、次に掲げる端末機器とする。

一 固定電話端末（端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第二条第二項第七号に規定する固定電話端末をいう。）

二 インターネットプロトコル移動電話端末（端末設備等規則第二条第二項第九号に規定するインターネットプロトコル移動電話端末をいう。）

三 専用通信回線設備等端末（端末設備等規則第二条第二項第十六号に規定する専用通信回線設備等端末をいう。）

四 第一号から前号までに掲げるもの以外の端末機器（総務大臣が別に告示するものに限る。）

第2章 認定等の業務を行う時間及び休日

（業務を行う時間及び休日）

第3条 認定等の業務を行う時間は、休日を除き、午前9時00分から午後5時30分までとする。

2 認定等の業務の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日並びに土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 年末年始（期日はその年度毎に決定する）

3 認定等の業務を行う時間及び休日については、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合又は事前に当社と申請者との間において認定等の業務を行うための日時の調整が図られている場合はこれらの規定によらないことができる。

第 3 章 認定等の業務を行う事務所に関する事項）

（業務を行う事務所）

第 4 条 認定等の業務を行う事務所の所在地は、以下のとおりとする。
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東 4 丁目 5 番 17 号 とする。

第 4 章 認定等の業務の実施方法及びその公開の方法に関する事項

（業務の実施方法の公開）

第 5 条 当社のウェブページにおいて、業務の実施方法を公開するものとする。

2 認定等規則第 13 条第 2 項の規定により業務規程の変更の届出を実施した際には、1 営業日以内にウェブページの業務の実施方法の更新を実施するものとする。

（認定の申込）

第 6 条 認定を受けようとする者は、当社の定める申込書及び別表第 1 号に規定する書類及び資料（以下「申込書添付書類」という。）を提出するものとする。

2 当社は、申込書及び申込書添付書類が事務所に到達した場合は 1 営業日以内に申込みを受理する(受理するとは、申込書及び書類について様式審査をおこない、適合している場合に行う行為をいう)。

（審査）

第 7 条 当社は、前条の申込みを受理したときは、遅滞なく認定員をして審査をおこなわせる。

2 審査は、認定等規則別表第 1 号に基づき実施する。

（審査結果の通知）

第 8 条 当社は、前条の審査の結果、当該申込み設備について認定を行ったときには、別表第 2 号の技術基準適合認定証書をもって申込者に通知する。

2 当社は、前条の審査の結果、申込機器が技術基準に適合しないと認めたときは、その旨の理由を付した別表第 3 号の文書を持って申込者に通知する。

3 第 1 項及び第 2 項の通知は原則として、申込を受理した日から 14 日(第 4 条で規定する休日の期間を除く)以内に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

一 手数料の収納が確認されなかったとき。

二 第 7 条に規定する書類に不備があったとき。

（認定の報告及び審査結果の公表）

第 9 条 当社は前条第 1 項の認定を行ったときは、認定等規則第 8 条第 3 項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月 1 日から 15 日まで、16 日から末日までの期間毎に、それぞれの期間経過後 2 週間以内に総務大臣に提出する。

一 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 認定を受けた端末機器の種類
三 認定を受けた端末機器の名称
四 認定番号
五 認定をした年月日

（申込みの取下げ）

第 10 条 申込者は、申込みの全部又は一部を取下げることができる。

2 当社は、申込みを受理した日から起算して 30 日を経過し、かつ、以下の各号のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込みの取下げを求めることができる。

一 申込みの受理をおこなった日から 30 日以内に手数料の納付がなかったとき。
二 第 7 条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類、申込み機器又は提出機器の提出を求めた日から 20 日以内に提出がなかったとき。
三 第 6 条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から 20 日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

（表示）

第 11 条 当社は、認定を行ったときは、別表第 4 号に定める表示を認定した端末機器の見やすい箇所に表示するものとする。

（認定事項の変更届出等）

第 12 条 認定を受けた者は、第 9 条第 1 項第 1 号に掲げる事項に変更(認定を受けた日から起算して 10 年を経過するまでの間の変更に限る。)があったときは、認定等規則第 8 条第 5 項に基づき、遅滞なく認定等規則様式第 6 号の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

（不正な認定についての報告）

第 13 条 当社は、次に掲げる事項を知ったときは、直ちにその旨を総務大臣に報告するものとする。

一 認定を受けたものが不正な手段により認定を受けたこと
二 認定員が法令に違反して認定の審査をしたこと

（認証の申込）

第 14 条 認証を受けようとする者は、当社の定める申込書及び申込書添付書類を提出するものとする。

2 当社は、申込書及び申込書添付書類が事務所に到達した場合は 1 営業日以内に申込みを受理する(受理するとは、申込書及び書類について様式審査をおこない、適合している場合に行う行為をいう)。

3 当社は、申込を受理した場合は、すみやかに受付処理をおこない、別表第 5 号の受付確認通知書を申込者に通知する。

（審査）

第 15 条 当社は、前条の申込みを受理したときは、遅滞なく認定員をして審査をおこなわせる。

2 審査は、認定等規則別表第 2 号の規定に基づき実施する。

（審査結果の通知）

第 16 条 当社は、前条の審査の結果、当該申込みに係る設計について認証を行ったときには、別表第 6 号の認証書をもって申込者に通知する。

2 当社は、前条の審査の結果、当該申込みに係る設計が技術基準に適合しないと認めたときは、その旨の理由を付した別表第 7 号に定める様式の文書を持って申込者に通知する。

3 第 1 項及び第 2 項の通知は原則として、申込みを受理した日から 14 日(第 4 条で規定する休日の期間を除く)以内に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

一 手数料の収納が確認されなかったとき。

二 第 15 条に規定する書類に不備があったとき。

（認証の報告及び審査結果の公表）

第 17 条 当社は前条第 1 項の認証を行ったときは、認定等規則第 19 条第 3 項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月 1 日から 15 日まで、16 日から末日までの期間毎に、それぞれの期間経過後 2 週間以内に総務大臣に提出する。

一 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 認証に係る設計に基づく端末機器の種類

三 認証に係る設計に基づく端末機器の名称

四 認証番号

五 認証をした年月日

（申込みの取下げ）

第 18 条 申込者は、申込みの全部又は一部を取下げることができる。

2 当社は、申込みを受理した日から起算して 30 日を経過し、かつ、以下の各号のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込みの取下げを求めることができる。

一 申込みの受理をおこなった日から 30 日以内に手数料の納付がなかったとき。

二 第 16 条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類、申込機器又は提出機器の提出を求めた日から 20 日以内に提出がなかったとき。

三 第 15 条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から 20 日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

（認証事項の変更届出等）

第 19 条 認証取扱業者は、第 17 条第 1 項第一号及び第三号に掲げる事項に変更(認証設計に基づく端末機器について検査を最終に行った日から起算して 10 年を経過するまでの間の変更に限る。)があったときは、認定等規則第 19 条第 5 項に基づき、遅滞なく認定等規則様式第 6 号の届出書を総務大臣に提出するものとする。ただし、当該端末機器の取扱いを終了しているときは、この限りではない。

2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

（不正な認証についての報告）

第 20 条 当社は、次に掲げる事項を知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

一 認証取扱業者が不正な手段により認証を受けたこと

二 認定員が法令に違反して認証の審査をしたこと

三 認証設計に基づく端末機器が技術基準に適合していないこと

（試験等）

第 21 条 当社は、 別表第 1 号の申込書添付書類中、試験結果報告書等の書類が提出されなかった場合は、認定等の申込みに係る端末機器について試験を行う。

2 試験員は、認定等規則別表第 1 号二に基づき試験を実施し、試験結果報告書を作成し、認定員に報告する。

3 前項の試験結果報告書に記載する事項は次のとおりとする。

一 試験担当者名及び責任者名

二 試験実施年月日

三 試験実施場所

四 試験に使用した測定器名称及び型番ならびに製造番号、較正又は校正を行った年月日及び較正又は校正を行った機関名

五 端末機器の名称

六 試験項目及び試験結果

七 試験の方法

4 申込者は、第 2 項の試験に立ち会うことができる。

（測定器等の管理）

第 22 条 当社は、スマートワールド事業部認証グループにおいて、試験が適正に実施されるよう、自社所有又は借り入れた測定器等及び自社測定室の環境について管理する。

（測定器等の較正又は校正）

第 23 条 当社は、スマートワールド事業部認証グループにおいて、試験に使用する測定器等について、法第 87 条第 1 項第 2 号に定めるように運用されるよう較正又は校正の管理を行う。

第 5 章 他の者に試験の全部又は一部を委託する場合の事項

（試験の委託）

第 24 条 当社は、試験の全部又は一部について、外部に委託することがある。

2 委託先の会社名及び住所は次のとおりとする。

会社名： Bureau Veritas Consumer Products Services (H.K.) Ltd., Taoyuan Branch,
住　所： No 19, Hwa Ya 2nd Road, Wen Hwa Village, Kwei Shan District,
Taoyuan City 333, Taiwan, R.O.C.

会社名： 株式会社 セキュアイノベーション
住　所： 沖縄県那覇市上之屋 1 丁目 18 番 36 号 沖縄映像センタービル 4F

会社名： 一般財団法人　電気通信端末機器審査協会
住　所： 東京都港区元赤坂 1-1-5　富士陰ビル５階

3 委託する場合、当社は申込者に認定等規則第 8 条第 2 項各号に掲げる事項について開示する。

第 6 章 手数料の額及びその収納の方法に関する事項

（手数料の額）

第 25 条 第 6 条の認定及び第 14 条の認証を受けようとする者が支払う手数料の額は、別表第 8 号に記載のとおりとする。

2 試験結果報告書等の書類が提出されない場合であって、当社が端末機器の試験を実施する場合の手数料の額は、別表第 8 号に記載のとおりとする。

（手数料の収納の方法）

第 26 条 当社は、認定等の申込の受理を行った場合の手数料の収納の方法は、別表第 8 号に記載のとおりとする。

2 当社での認定又は認証実績のある申込者が希望する場合、手数料支払前に、必要資料の確認、試験、試験結果報告書の受理、審査等を行い、審査合格の場合、認定書又は認証書の発行を行うことがある。

第 7 章 認定員の選任及び解任並びにその配置に関する事項）

（認定員の選任及び解任）

第 27 条 認定員の資格は、法別表第 2 に定めるところによる。

2 認定員の選任又は解任は当社の代表取締役が行う。ただし、次に掲げる場合でなければその意に反して解任することはできない。

一 認定員に休職を命じたとき。

二 認定員を解雇したとき。

三 認定員が退職したとき。

四 認定員が法及びこれに基づく命令に違反したとき。

五 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他認定員としてふさわしくない行為があったとき。

六 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

3 当社 代表取締役は認定員を選任し又は解任したときは、認定等規則第 11 条に規定する手続きによりその旨を総務大臣に届け出るものとする。

（認定員の配置）

第 28 条 認定員の配置は第 4 条に規定する事務所の所在地とする。

2 認定員の事務所への配置は 1 名以上とし、複数名となるように配置計画を立てる。

（認定員の職務遂行）

第 29 条 認定員は認定等の公共性及び重要性を自覚し、上司の指示に従い、厳正に職務を遂行しなければならない。

第 8 章 認定等の業務に関する秘密の保持に関する事項）

（秘密の保持）

第 30 条 当社の社員、理事、認定員、及び従業員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第 9 章 認定等の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項）

（帳簿等の管理）

第 31 条 法第 96 条(法第 103 条において準用する場合を含む。)に規定する帳簿の記載内容は認定等規則第 15 条第 1 項(認定等規則第 23 条において準用する場合を含む。)に規定する内容とし、帳簿は認定等の業務の実施部門であるスマートワールド事業部認証グループのグループリーダーが管理するものとする。

（帳簿の種類及び保存期間）

第 32 条 帳簿及び書類(以下「帳簿等」という。)の種類及び保存期間は次のとおりとし、帳簿等の管理については下記に定めた管理者によりおこなわれるものとする。

一 認定等規則第 15 条第 1 項に定める帳簿　　10 年　　グループリーダー

二 認定等規則第 23 条において準用する

第 15 条第 1 項に定める帳簿	10 年	グループリーダー
三 申込書及び申込書添付書類	10 年	グループリーダー
四 試験結果報告書	10 年	グループリーダー
五 測定器管理台帳	10 年	グループリーダー
六 拒否及び取り消し通知書	5 年	グループリーダー

2 前項の帳簿等の保存期間は、当該帳簿等の完結した日から起算する。

（帳簿等の保管方法）

第 33 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室（外部の倉庫を含む。）、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び(2)に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

第 10 章 財務諸表等の備え付け及び閲覧の方法に関する事項

（財務諸表等の備え付け及び閲覧の方法）

第34条　当社は、毎事業年度経過後3ケ月以内に、その事業年度の貸借対照表及び収支計算書並びに事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

2 利害関係人は、当社の業務時間内は、次に掲げる請求をすることができる。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

三 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって総務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第 11 章 その他認定等の業務の実施に関し必要な事項）

（認定等業務の基本方針）

第 35 条 認定等業務の執行にあたり、以下に掲げるところによる。

一 全ての申込者に対し公正な取扱いを行うこと。

二 審査は、法、認定等規則、端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)及び関連告示等に基づきおこなう。

三 認定等業務の透明性及び公平性を確保するため、当該業務に関する情報をウェブページ等で公開する。

認定等の業務の実施の方法手順

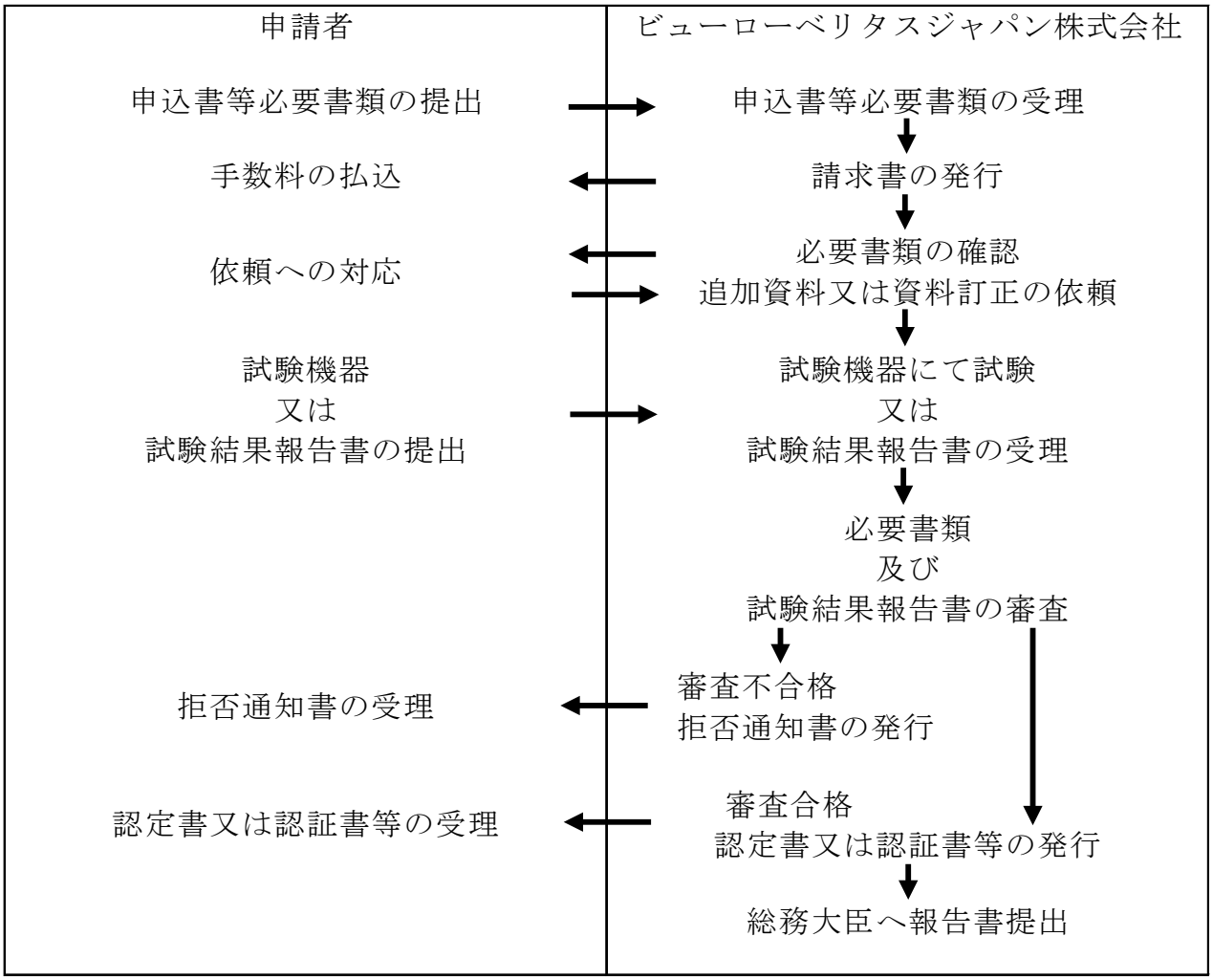

附則（初版制定）

（施行期日）

第 1 条　この規程は、当社が登録を受け業務を開始、受理を行なった申込みから適用する。

別表第１号　申込書に添付する書類

項番	必要な書類及び資料	認定	認証	内容又は摘要
1	端末機器概要説明書	○	○	端末機器の名称、用途、構成、機能及び仕様の概略について説明した資料をいう。
2	技術基準適合性説明資料	○	○	端末機器について、技術基準に適合していることを説明した資料で、次の(1)及び(2)に適合する試験結果を記載した書類(試験結果報告書)及びその試験結果が(1)及び(2)に適合することを示した書類をいう。
				(1)電気通信事業法第87条第1項第2号の較正又は校正等を受けた測定器等を使用して試験を行ったものであること。
				(2)総務省告示第99号(平成16年1月26日)で定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。
3	外観図	○	○	端末機器の外観、構造及び寸法を記載した図面をいう。
4	接続系統図及びブロック図	○	○	端末機器及び当該機器と接続される他の機器と電気通信回線設備との接続方法を記載した図面及び当該機器について、回路の構成を各機能ブロックの接続構成として記載した図面をいう。
5	操作マニュアル	○	○	端末機器の取扱い及び操作の方法を説明した資料をいう。
6	確認方法書		○	端末機器の認証に係る申込みの場合に必要な資料であって、当該設計に基づく端末機器のいずれもが当該設計に合致することの確認の方法に係る事項を記載した資料をいう。
7	セキュリティー基準に関する資料	○	○	① 設定画面の写し(②と重複する場合は省略可) ② 設計段階での動作確認結果 (実機サンプルを提出する場合は省略可) ③ セキュリティ基準に適合するために機能性をどのように実現しているかわかる資料 (①と重複する場合は省略可)
8	その他	○	○	審査の過程で参考となる事項を記載した資料。

別表第２号　技術基準適合認定証書

技術基準適合認定証書

認定を受けた者	
端末機器の種別	
端末機器の名称	
販売業社	
製造番号	
認定番号	
認定年月日	
備考	

上記のとおり、電気通信事業法第53条の規定に基づく技術基準適合認定を行ったものであることを証する。

ビューローベリタスジャパン株式会社

別表第 3 号　技術基準適合認定拒否通知書

別表第3号

令和　　年　　月　　日

殿

ビューローベリタスジャパン株式会社

技術基準適合認定拒否通知書

令和 年 月 日付申込みに係る下記1の端末機器は、下記2の理由により技術基準適合認定を行うことを拒否しますので通知します。

記

1 端末機器の内容

(1)端末機器の種類

(2)端末機器の名称

2 拒否の理由

別表第 4 号

1 認定ラベルの様式

表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに認定番号又は認証番号とする。

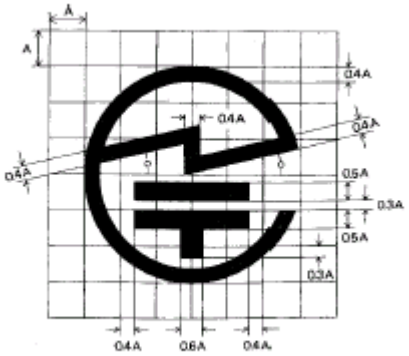

(1) マークの大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。

(2) 材料は、容易に損傷しないものであること。
（ただし、電磁的表示の場合は適用しない）

(3) 認定又は認証番号は第 2 項のとおりであること。

(4) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。

(5) 様式の表示に付加する記号は A 又は T とすること。

2 認定又は認証番号

(1) 認定又は認証番号の最初の文字は、端末機器の種類に従い次表に定めるとおりとする。なお、認定又は認証が、二以上の種類の端末機器が構造上一体となっているものについて同時になされたものであるときには、当該種類の端末機器について、次の表に掲げる記号を列記するものとする。

(2) 当社で定める文字の最初の 2 文字は認定又は認証の申請が到達した西暦年号の下 2 桁の数字とする。また、それに続く番号は 4 桁とし、各年次の最初の認定又は認証を 1 番とする連番を付与する。

(3) 認定又は認証番号の末尾 3 桁は、総務大臣が別に定める登録認定機関の区別を表す 022 とする。

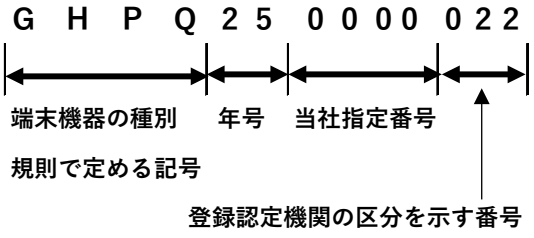

規則で定める端末機器の種別を区別する記号

端末機器の種類	記号
固定電話端末	G
IP移動電話端末	H
専用通信回線設備等端末	P
その他の端末	Q

別表第５号　受付確認通知書

受付確認通知書

申　　込　　者	
端 末 機 器 の 種 別	
端 末 機 器 の 名 称	
販　　売　　業　　社	
受　　付　　番　　号	
受　付　年　月　日	
備　　考	

上記の端末機器について、受け付けましたことを通知します。

ビューローベリタスジャパン株式会社

本受付確認通知書は、申込書の受理を申込者に通知するものです。下記の場合、本通知書に関わらず、認証を行うことは出来ません。

また、受付番号は審査の過程において変更になる場合があります。

1. 当該申込に対し認証を拒否する場合
2. 申込書を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下の各号のいずれかに該当する場合であって、申込者に対し申込の取下げを求める場合
   - ・申込書の受理をおこなった日から30日以内に手数料の納付がなかったとき。
   - ・認定等規則第19条の規定に基づく追加の書類又は設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
   - ・認定等規則第19条の規定による書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

認証の通知は原則として申込書を受理した日から14日(会社の定める休日の期間を除く)以内に行います。ただし、以下のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- ・手数料の収納が確認されなかったとき。
- ・審査の過程において追加の書類又は設備の提出を求めたとき。
- ・認定等規則第19条の規定による書類に不備があったとき。

別表第 6 号　認証書

認　証　書

認証を受けた者	
端末機器の種別	
端末機器の名称	
販売業社	
認証番号	
認証年月日	
備考	

上記のとおり、電気通信事業法第56条第1項の規定に基づく端末機器の設計についての認証を行ったものであることを証する。

ビューローベリタスジャパン株式会社

別表第 7 号　認証拒否通知書

別表第7号

令和　　年　　月　　日

殿

ビューローベリタスジャパン株式会社

認証拒否通知書

令和 年 月 日付申込みに係る下記1の端末機器は、下記2の理由により端末機器の設計についての認証を行うことを拒否しますので通知します。

記

1 端末機器の内容

(1)端末機器の種類

(2)端末機器の名称

2 拒否の理由

別表第８号

端末機器の認定及び認証手数料

試験結果報告等書類の提出有り

（単位：円）

記号		認証				認定	
		新規		一部変更 注4		新規	
		単独	複合 注1	単独	複合 注1	単独	複合 注1
G	固定電話端末	288,000	144,000	144,000	72,000	60,000	30,000
H	IP移動電話端末	288,000	288,000	288,000	288,000	288,000	288,000
P	専用通信回線設備等端末(注2)(注3)						
	(1) インターフェースの種類 1種類	120,000	60,000	60,000	30,000	60,000	30,000
	(2) 端末設備等規則第9条(端末設備内において電波を使用する端末機器)のみに係る機器	120,000	60,000	60,000	30,000	60,000	30,000
Q	その他の端末	288,000	144,000	144,000	72,000	60,000	30,000

注1： 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込をいう。

注2： 「インターフェースの種類」とは、専用通信回線設備等端末の電気的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。

注3： 「無線設備を使用する専用通信回線設備等」のみに接続される端末は「固定電話端末」の料金とする。ただし、複数のインターフェースにまたがるときは、1つ目のインターフェースのみに「固定電話端末」の料金を適用し、二つ目以降のインターフェースは「専用通信回線設備等端末」の料金とする。

注4： 「一部変更」とは、既に認証を受けたものが当該認証に係る端末機器と重要な部分において異ならない構造、機能等を有する端末機器の認証申込をいう。

端末機器の認定及び認証手数料 端末機器の試験を行う場合

（単位：円）

記号		認証				認定	
		新規		一部変更 注4		新規	
		単独	複合 注1	単独	複合 注1	単独	複合 注1
G	固定電話端末	528,000	384,000	384,000	312,000	300,000	270,000
H	IP移動電話端末	648,000	504,000	504,000	432,000	300,000	270,000
P	専用通信回線設備等端末(注2)(注3)						
	(1) インターフェースの種類 1種類	300,000	240,000	240,000	180,000	300,000	270,000
	(2) 端末設備等規則第9条(端末設備内において電波を使用する端末機器)のみに係る機器	300,000	240,000	240,000	180,000	300,000	270,000
Q	その他の端末	528,000	384,000	384,000	312,000	300,000	270,000

注1： 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込をいう。
注2： 「インターフェースの種類」とは、専用通信回線設備等端末の電気的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。
注3： 「無線設備を使用する専用通信回線設備等」のみに接続される端末は「固定電話端末」の料金とする。ただし、複数のインターフェースにまたがるときは、1つ目のインターフェースのみに「固定電話端末」の料金を適用し、二つ目以降のインターフェースは「専用通信回線設備等端末」の料金とする。
注4： 「一部変更」とは、既に認証を受けたものが当該認証に係る端末機器と重要な部分において異ならない構造、機能等を有する端末機器の認証申込をいう。

1　認証ラベルの料金

(1) 端末機器の認証の場合は、申込者において認証ラベルを作成することが出来ます。申込時及び認証後、申込者の希望により認証ラベルを購入することが出来ます。

認証ラベルの料金：

1 枚あたり 20 円（消費税含まず）

認証の場合のラベルの最低申し込み枚数は 100 枚とし、

100 枚単位とさせていただきます。

(2) 端末機器の技術基準適合認定の場合は申込み台数分の認定ラベルを購入していただきます。認定ラベルは申込み台数分を発行します。発行手数料は、一枚あたり 20 円です。

2　その他の料金

(1)認定書、認証書の再発行

再発行の理由を記載した再発行申込書に申込書の写しを添えて申し込みをしてください。再発行手数料は 10，000 円です。再発行された認定書、認証書には、再発行をした旨を記載します。

(2)試験データ、その他の公開可能な書類のコピー

申込時、又は認証後、必要な書類のコピーを申し込みされた申込者に対し、コピーをいたします。コピー代金は 一枚あたり 100 円です。書類の種類により、ご要望にお応えできないことがありますのであらかじめご了承ください。

(3)端末機器の認定、及び認証の試験を当社で実施する場合、実際に試験に要した時間に応じて追加料金をいただくことがあります。

3　 手数料の納入

(1)申込書を受理後、弊社より請求書を発行いたします。請求書を受け取りましたら速やかに、弊社指定銀行口座にお振込みください。また、追加料金が発生した場合については、発生後直ぐに請求書を発行いたします。請求書を受け取りましたら同様にお振込みください。振込みが確認できない場合、審査が出来ない事があります。

(2) 当社での認定又は認証実績のある申込者が希望する場合、手数料振込前に、必要資料の確認、試験、試験結果報告書の受理、審査等を行い、審査合格の場合認定書又は認証書の発行を行うことがあります。

別表第 9 号 一部変更の範囲(参考)

端末機器の種類	端末機器の種類(旧区分)		認証を受けている端末機器と異なる部分
固定電話端末 G	一 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器	(1)電話機	1 機能 (1) 短縮ダイヤル機能 (2) 再ダイヤル機能 (3) ワンタッチダイヤル機能 (4) オンフックダイヤル機能 (5) フッキング機能 (6) 着信表示機能 (7) ランプ表示機能 (8) 保留機能 (9) ミュート機能 (10) ヘッドセット機能 (11) ドアホン機能 (12) 信号受信機能 (13) 後位装置接続機能 2 回路又はプログラム 3 形状(1 に掲げる機能に係るものに限る。) 4 筐体材質
		(2) 構内交換設備又はボタン電話装置	1 機能又は方式 (1) 内線電話機の機能 (2) ダイヤルインの機能 (3) 自動着信呼分配機能 (4) 会議通話機能 (5) 転送電話機能 (6) 通話以外の通信機能 (7) 自動発信機能 (8) 自動応答機能 (9) ドアホン機能 (10) 通信管理機能 (11) 信号受信機能 (12) 回線接続機能

			(13) 中継台方式 (14) 電源方式 (通話電流の供給方式に係るものを除く。) 2 回路又はプログラム 3 寸法(交換機又は主装置の形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きの和の比が十パーセント以内のものに限る。) 4 筐体材質
		(3)変復調装置	1 機能 (1) ループバック機能 (2) 等化機能 (3) 送出レベル調整機能 (4) エラーチェック機能 (5) 信号監視機能 (6) 送出タイミング機能 (7) ランプ表示機能 (8) 通信管理機能 (9) バックワード機能 (10) 信号受信機能 (11) 後位装置接続機能 (12) 一の項 1 の(1)から(6)までに掲げる機能(網制御機能を有する場合に限る。) 2 回路又はプログラム 3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きの和の比が十パーセント以内のものに限る。) 4 筐体材質
		(4)ファクシミリ	1 機能 (1) メモリ機能 (2) 等化機能 (3) 送出レベル調整機能 (4) エラーチェック機能

			(5) ランプ表示機能 (6) 原稿又は記録紙サイズ (7) 情報処理機能 (8) 通信管理機能 (9) 信号受信機能 (10) 後位装置接続機能 (11) 一の項 1 の(1)から(6)までに掲げる機能(網制御機能を有する場合に限る。) 2 回路又はプログラム 3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きの和の比が十パーセント以内のものに限る。) 4 筐体材質
		(5)その他の端末機器	1 機能 当該機器の基本的な機能以外のもの 2 回路又はプログラム 3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きの和の比が十パーセント以内のものに限る。) 4 筐体材質
	二 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器		1 機能 (1) メッセージ送出機能 (既認定機器が回線交換のメッセージ送出機能を有する場合に限る。) (2) メモリ機能 (3) 情報処理機能 (4) 通信管理機能 (5) 回線接続機能 (6) 後位装置接続機能 2 回路又はプログラム 3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きの和の比が十パーセント以内のものに限る。複数

		の装置から構成される場合は主たる装置の寸法とする。） 4 筐体材質
IP 移動電話端末 H	三 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	1 機能 (1) メッセージ送出機能 (既認定機器が回線交換のメッセージ送出機能を有する場合に限る。） (2) メモリ機能 (3) 情報処理機能 (4) 通信管理機能 (5) 回線接続機能 (6) 後位装置接続機能 (7) その他の基本的な機能以外のもの 2 回路又はプログラム 3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きの和の比が十パーセント以内のものに限る。複数の装置から構成される場合は主たる装置の寸法とする。） 4 筐体材質
その他の端末 Q	四 無線呼出用設備に接続される端末機器	1 機能 (1) メモリ機能 (2) 情報処理機能 (3) 呼出機能 (4) 表示機能 2 回路又はプログラム 3 形状(1 に掲げる機能に係るものに限る。） 4 筐体材質
固定電話端末 G	五 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	1 機能 (1) メッセージ送出機能 (既認定機器が回線交換のメッセージ送出機能を有する場合に限

		る。） (2) メモリ機能 (3) 情報処理機能 (4) 通信管理機能 (5) 回線接続機能 (6) 後位装置接続機能 2 回路又はプログラム 3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きの和の比が十パーセント以内のものに限る。複数の装置から構成される場合は主たる装置の寸法とする。） 4 筐体材質
専用通信回線設備等端末 P	六 専用通信回線設備又はデジタルデータ通信用設備に接続される端末機器	1 機能 当該機器の基本的な機能以外のもの 2 回路又はプログラム 3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きの和の比が十パーセント以内のものに限る。） 4 筐体材質